

# 働くときに、 知っていてほしい。



## 『これってあり？ まんが 知って役立つ労働法 Q & A』

労働法を知っていますか？ 働く人を守るための法律です。  
このハンドブックでは、みなさんが働き始める前やアルバイトをするときに  
最低限、知っておいてほしいルールを紹介しています。  
ぜひ一度、読んでください。

まんが「知って役立つ労働法」はこちら

まんが 知って役立つ労働法

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou>



# たとえばこんなことに悩んだときは・・・

**Q3** 入社日の直前になって会社の業績悪化を理由に内定取消……こわってあり?

**A** 内定＝労働契約成立と認められる場合、社会の常識にかなう納得できる理由がなければ内定取消は無効です。

1-3 内定取消

「採用内定により、労働契約がすでに成立していると認められる場合、社会の常識にかなう納得できる理由がなければ、契約の解約＝解雇は無効です。」  
(労働契約法第16条)

内定取消は、会社の業績悪化を理由とするものであっても、無効となる場合があります。

裁判では、次のような場合に、労働契約がすでに成立していると認められた例があります。

次のような場合、内定取消が正当と判断されることがあります。

- 学校を卒業できなかった
- 健康状態が悪化して働くことが難しくなった

**※** 「内定取消」は、労働契約が成立していない状態での解除です。

**Q4** 「最初は時給500円」……こわってあり?

**A** 都道府県ごとに賃金の最低額が定められており、それより低い額は認められません。

会社は働くすべての人に最低賃金額以上の賃金を支払わねばならないことが、「最低賃金法」で決められています。

**最低賃金** 毎年、都道府県ごとに決められる賃金の最低限度額

**地域別最低賃金** すべての労働者とその使用者(会社)に適用

**特定最低賃金** 特定の産業に従事する労働者とその使用者(会社)に適用  
※ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合、金額が高いほうの適用されます。

平成27年4月現在、最低賃金は500円より高い金額となっているため、万が一時給500円で働くことに同意しても、それは法律によって無効となり、最低賃金額との差額を請求できます!

**あなたの給料が最低賃金額以上か確認しよう**  
 最低賃金よりも低い賃金での労働契約は認められません。自分の勤務地の最低賃金と比べてみましょう。

**時給の場合** 時給  $\geq$  最低賃金額(時給額)

**日給の場合** 日給  $\div$  1日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金額(時給額)

**月給の場合** 月給  $\div$  1か月平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額(時給額)

▶▶▶ 全国約400の最低賃金については [最低賃金制度](#) をご覧ください。

▶▶▶ 給料が最低賃金よりも低い場合は労働基準監督署へ相談しよう!

労働法のことを、もっと詳しく知りたい人は、

『知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識』を読んでみましょう!

「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識」はこちら

知って役立つ労働法

検索

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html)

